

労働統計「用語の定義」

1 職業紹介関係

① 一般

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

② 常用(労働)

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

③ 臨時・季節(労働)

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事(労働)をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労(労働)するものをいう。

④ 日雇

労働の窓口で取り扱われる日々雇用の仕事及び1か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

⑤ パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

⑥ 一般パートタイム

常用的パートタイム及び臨時的パートタイムを合わせたものをいう。

⑦ 常用的パートタイム

パートタイムのうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

⑧ 臨時的パートタイム

パートタイムのうち、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの、又は季節的な労働需給に対し、若しくは季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労(労働)するものをいう。

⑨ 正社員

パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正社員などと呼称される正規労働者をいう。

⑩ 新規学卒者

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校(職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校)において取り扱ったものをいう。

⑪ 中高年齢者

45歳以上の者をいう。

⑫ 雇用保険受給者

基本手当(一般求職者給付)にかかる受給資格決定後、基本手当の支給(各種延長給付を含む)を終了するまでの者をいう。

⑬ 前月から繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。

⑭ 新規求職申込件数

期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。

⑮ 月間有効求職者数

「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

⑯ 紹介件数

求職者と求人との結合を図るため紹介した件数(他安定所からの連絡求人分への紹介を含む。)をいう。

⑰ 就職件数

自安定所の有効求職者が自安定所の紹介により就職したことを確認した件数(他安定所からの連絡求人分を含む。)をいう。

⑱ 他県への就職件数

都道府県地域を超える広域職業紹介による就職件数をいう。

⑲ 前月から繰越された有効求人数

前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

⑳ 新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)をいう。

㉑ 月間有効求人数

「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

㉒ 充足数

自安定所の有効求人が、安定所(求人連絡先の安定所を含む。)の紹介により求職者と結合した件数をいう。

㉓ 求人倍率

求職者に対する求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得たものと、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たものの2種類がある。

㉔ 就職率

求職者に対する就職件数の割合をいい、「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して算出したものをいう。

㉕ 充足率

求人数に対する就職件数の割合をいい、「就職件数」を「新規求人数」で除して算出したものをいう。

㉖ 新規求人延数

日雇に係る新規求人の延数(採用予定人員×採用予定日数)をいう。

㉗ 就労実人員

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の実人員（個々人の頭数）をいう。

㉔ 就労延数

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の延人員をいう。

2 雇用保険関係

① 受給資格決定件数

受け付けた離職票に基づき安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

（基本手当及び高年齢求職者給付に係るものに限る。）

② 受給者実人員

求職者給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

（各種延長給付に係るものを除く。）

3 年齢別有効求人倍率等の算出方式について

年齢別の有効求人倍率、月間有効求人数、新規求人倍率、新規求人数、充足数及び充足率については、次の2種類の方式により算出したものをそれぞれ公表している。（それぞれの方式による年齢別有効求人倍率の計算例については、下図を参照のこと。）

なお、平成16年度以前の労働市場年報に掲載された年齢別有効求人倍率等は、「求人数均等配分方式」によるものである。

(1) 就職機会積み上げ方式

個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級〔5歳刻みの11階級〕の総月間有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより、年齢別有効求人倍率を算出する。年齢別月間有効求人数は、年齢別有効求人倍率に年齢別月間有効求職者数を乗じて算出する。

なお、新規求人倍率、新規求人数及び充足数も同様の方法により算出する。（この際、月間有効求職者数の代わりに、新規求職申込件数を用いる。）

(2) 求人数均等配分方式

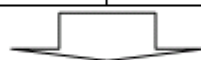
求人の対象年齢の種類（対象年齢がどの年齢階級〔5歳刻みの11階級〕にまたがるかにより66通りに分類）ごとに、求人数を対象年齢に相当する各年齢階級に均等に配分して、年齢別の月間有効求人数を算出し、これを年齢別の月間有効求職者数で除して、年齢別有効求人倍率を算出する。新規求人倍率、新規求人数及び充足数についても同様の方法により算出する。

計算例 対象年齢別の月間有効求人数の構成が次のようになっていた場合

求人の種類		A	B	C	D	合計
対象年齢	下限	なし	なし	20歳	35歳	〰️
	上限	なし	34歳	54歳	59歳	
有効求人数		200人	100人	100人	100人	500人

(就職機会積み上げ方式)

	月間有効求職者数(例)	求人の種類ごとの対象月間有効求職者数			
		A	B	C	D
19歳以下	10人	500人	200人	400人	250人
20~24歳	50人				
25~29歳	80人				
30~34歳	60人				
35~39歳	60人		100人	100人	
40~44歳	50人				
45~49歳	50人				
50~54歳	50人				
55~59歳	40人				
60~64歳	40人				
65歳以上	10人	200人	100人	100人	
有効求人数					
各求人に係る求職者1人当たりの就職機会		200/500 = 0.40	100/200 = 0.50	100/400 = 0.25	100/250 = 0.40

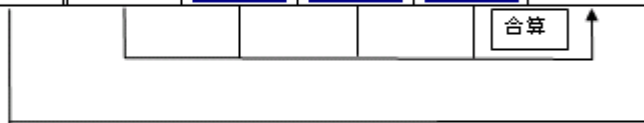


	就職機会の足し上げ				年齢別有効求人倍率		
	A	B	C	D			
19歳以下	0.40	+	0.50		=0.90倍		
20~24歳	0.40	+	0.50	+	0.25	=1.15倍	
25~29歳	0.40	+	0.50	+	0.25	=1.15倍	
30~34歳	0.40	+	0.50	+	0.25	=1.15倍	
35~39歳	0.40	+		0.25	+	0.40	=1.05倍
40~44歳	0.40	+		0.25	+	0.40	=1.05倍
45~49歳	0.40	+		0.25	+	0.40	=1.05倍
50~54歳	0.40	+		0.25	+	0.40	=1.05倍
55~59歳	0.40	+			0.40	=0.80倍	
60~64歳	0.40					=0.40倍	
65歳以上	0.40					=0.40倍	

※年齢別の月間有効求人数は、年齢別の有効求人倍率に年齢別月間有効求職者数を乗じて算出する。

〈求人数均等配分方式〉

	月間有効求職者数(例)	年齢階級ごとに求人数を均等配分				年齢別月間有効求人数
		A	B	C	D	
合計	500人	200人	100人	100人	100人	500人
19歳以下	10人	19人	25人			44人
20～24歳	50人	19人	25人	15人		59人
25～29歳	80人	18人	25人	15人		58人
30～34歳	60人	18人	25人	14人		57人
35～39歳	60人	18人		14人	20人	52人
40～44歳	50人	18人		14人	20人	52人
45～49歳	50人	18人		14人	20人	52人
50～54歳	50人	18人		14人	20人	52人
55～59歳	40人	18人			20人	38人
60～64歳	40人	18人				18人
65歳以上	10人	18人				18人



	年齢別有効求人倍率
合計	1.00
19歳以下	4.40
20～24歳	1.18
25～29歳	0.73
30～34歳	0.95
35～39歳	0.87
40～44歳	1.04
45～49歳	1.04
50～54歳	1.04
55～59歳	0.95
60～64歳	0.45
65歳以上	1.80

留意事項

一般職業紹介状況の季節調整法について

1 採用した季節調整法

(1) 一般職業紹介状況の季節調整法

米国商務省センサス局で開発された、センサス局法 II(X-12-ARIMA)を用いて季節調整を行っている。

(2) オプションの選択

センサス局法 II(X-12-ARIMA)を適用する際には、カレンダー要因等の説明変数、閏年調整の方法、RegARIMA モデルのパラメータ、予測値の算定期間等のオプションをあらかじめ決定しておく必要があるが、一般職業紹介状況の季節調整を行う際に使用するオプションについては、以下のとおりとしている。

	新規求職申込件数	新規求人数	有効求職者数	有効求人数	就職件数
カレンダー要因説明変数	JpDays	JpDays	JpDays	JpDays	JpDays
閏年調整オプション	Rescale	Rescale	行わない	行わない	Rescale
ARIMA モデルパラメータ (p,d,q)(P,D,Q)	(2,1,0)(0,1,1)	(0,1,6)(0,1,1)	(2,1,0)(0,1,1)	(5,1,0)(0,1,1)	(0,1,2)(0,1,1)
回帰期間	10年	10年	10年	10年	10年
計算期間	全期間	全期間	全期間	全期間	全期間
予測期間	42か月	0か月	42か月	0か月	42か月
レベルシフト	1975年4月	1975年4月	1975年4月	1975年4月	1975年4月

注1) カレンダー要因説明変数 JpDays は次の 8 つの説明変数を指す。

DJpMon=祝祭日等でない月曜日の数－日曜日の数－定数

DJpTue=祝祭日等でない火曜日の数－日曜日の数－定数

DJpWed=祝祭日等でない水曜日の数－日曜日の数－定数

DJpThu=祝祭日等でない木曜日の数－日曜日の数－定数

DJpFri=祝祭日等でない金曜日の数－日曜日の数－定数

DJpSat=祝祭日等でない土曜日の数－日曜日の数－定数

DJpHS=土曜日と重なる祝祭日等の数-日曜日の数-定数

DJpHnotSS=土日と重ならない祝祭日等の数-日曜日の数-定数

各定数は、各説明変数の 2007 年 1 月～2034 年 12 月の平均値が 0 になるよう定める。

ここでいう祝祭日等とは、祝日、振替休日、国民の休日、年末年始(12月29日～1月3日)及び特別の休日(大喪の礼挙行日等)である。

注2) 閏年調整オプション Rescale は、RegARIMA モデルを適用する前に、原系列に次の変換を行うものである。

$$Q'_t = \begin{cases} \frac{28.25}{29} Q_t & (\text{閏年の 2 月}) \\ \frac{28.25}{28} Q_t & (\text{閏年以外の 2 月}) \\ Q_t & (2 \text{ 月以外}) \end{cases}$$

注3) 「回帰期間」については、下記の2を参照のこと。

注4) 「計算期間」とは、季節調整値の計算を行う際に使用するデータの期間を指し、「全期間」とは、存在するすべてのデータを用いること意味する。

注5) 「予測期間」とは、季節調整値の計算を行う前に、RegARIMA モデルを用いて、未来及び過去方向に予測値を計算する期間を指し、「0 か月」とある場合は、予測値を計算しないことを意味する。

注6) RegARIMA モデルによる回帰分析において、カレンダー要因説明変数の他に、1975 年 3 月以前は-1、1975 年 4 月以降は 0 をとるダミー変数を説明変数に加えている。なお、カレンダー要因説明変数により説明される部分は、最終的には季節要素に含まれることとなるが、このダミー変数により説明される部分は、季節要素には含めず、季節調整値に反映されることとなる。

注7) センサス局法 II(X-12-ARIMA)を適用する際の X-11 パートのオプションについては、X-12-ARIMA の標準オプションを用いる。

注8) 全国分の系列と都道府県別の系列は同じオプションを用いて季節調整値を計算している。なお、就職件数については全国分のみ季節調整値を計算している。

2 季節調整値再計算時の遡及改訂について

カレンダー要因の影響力の変化等を適切に反映するため、カレンダー要因の推計を行う回帰期間を 10 年間に限定し、次の方針により、各年の季節調整値を計算している。

- (1) 1963 年～1968 年までの季節調整値については、1963 年～1972 年を回帰期間として季節調整値を計算する。(データの開始年が 1963 年以外の系列については、当該開始年から 6 年間の季節調整値を最初の 10 年間を回帰期間として計算する。)
- (2) 1969 年以降(開始年が 1963 年以外の系列については、開始年から数えて 7 年目以降)の季節調整値については、当該年と当該年の前 5 年及び当該年の後 4 年の計 10 年間を回帰期間として季節調整値を計算する。

(3) 当該年の後4年のデータがすべてそろっていない年の季節調整値については、直近の10年間を回帰期間として季節調整値を計算し、後4年のデータが揃うまで、毎年季調替えの時に季節調整値の改訂を行う。

(4) 翌年の予測季節要素は、直近の10年間を回帰期間として算出する。

3 求人倍率の季節調整値について

(1) 求人倍率の季節調整値は、求人数の季節調整値を求職者数の季節調整値で除して算出する。

(2) 四半期ごとの求人倍率の季節調整値は、求人数の季節調整値を四半期ごとに合計した値を、求職者数の季節調整値を四半期ごとに合計した値で除して算出する。

(3) 地域別の求人倍率の季節調整値は、求人数の季節調整値を地域ごとに合計した値を、求職者数の季節調整値を地域ごとに合計した値で除して算出する。